

「女性活躍推進法」行動計画

新潟交通株式会社

当社は、職業生活における女性の活躍を推進し、全ての社員がいきいきと働くことができる企業となるため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間： 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を10%以上にする

<取組内容>

2021年4月～

- (1) 女性社員のキャリア意識向上に向けた取組み
 - i. 女性社員に対して働き方に関するヒアリングを定期的を実施
 - ii. 長期休業(育児/介護)を取得する社員に対して体系的なフォローを実施
- (2) 女性社員の定着に向けた取組み
 - i. 休憩施設の改修など、女性社員が働きやすい環境を順次整備
 - ii. 短時間勤務や一時休職等の柔軟な働き方を支援する制度の試験的導入

目標2：男女とも育児休業取得率を50%以上とする

<取組内容>

2021年4月～

- (1) 制度周知のための取組み
 - i. 当社独自の育児休業取得促進用ハンドブックを拡充
 - ii. 休業取得対象者に対するフォロー体制の強化
- (2) 休みやすい環境づくりのための取組み
 - i. 所属長を通じた対象者への積極的な働きかけ
 - ii. 時間あたりの生産性を重視した人事考課の徹底および啓発